

## ご意見をお聞かせください

### 「志木市新庁舎建設基本計画」の素案について

現市庁舎は、平成19年に実施した耐震診断の結果、耐震判定の指標となる数値がすべての部分で大幅に下回り、震度6～7の規模の地震に対し「倒壊または崩壊の危険性が高い」ことが判明しました。庁舎は、市民生活に欠かすことのできない行政情報を保持し、多数の市民の人が利用する建物であるとともに、災害時には、防災対策活動の指令本部となる重要な建物であることから、現在、新庁舎建設に向けた準備を進めています。

今回、新庁舎建設に向けた課題を整理し、次世代を担う庁舎の基本機能と付加機能について、志木市らしい庁舎のあり方を明記した、「志木市新庁舎建設基本計画(素案)」を作成しました。

担当・問合せ／新庁舎建設推進室 内線2217 FAX(474)4384 ✉shinchousha@city.shiki.lg.jp

### 「館保育園の方向性を定める基本方針」の素案について

市では、志木市子ども・子育て支援事業計画に基づき、公立保育園の多様な運営形態の検討を進めています。老朽化が著しい館保育園については、厳しい財政状況の中、多様化する子育てニーズにきめ細かく対応するため、運営形態の変更などを含めた検討を重ね、「館保育園の方向性を定める基本方針(素案)」を作成しました。

担当・問合せ／子ども家庭課 内線2450 FAX(472)3215 ✉kodomo-hoiku@city.shiki.lg.jp

閲覧場所及び市民意見シートの配布場所／各担当課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館 (注)市ホームページからも閲覧、ダウンロードできます。

募集期間／9月1日(木)～30日(金)(当日消印有効)

対象(意見を提出できる人)／市内に在住・在勤・在学する人及び事業者、納税義務者、意見公募手続に係る計画や施策などにつき利害関係がある人

提出方法／所定の市民意見シートに必要事項を記入のうえ、直接持参または郵送、FAXまたはメールで各担当へ(注)市ホームページ上に設けられた専用フォームから意見を投稿することもできます。

(注)お寄せいただいた意見などを集約した概要とともに、意見に対する市の考え方を公表します。意見に対する個別回答は行いません。また、匿名によるご意見の提出や電話または来庁による口頭での申し出は受付できませんのでご了承ください。

## 臨時福祉給付金を支給します

問合せ／臨時福祉給付金室 内線2881

消費税引き上げによる所得の低い人への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。支給対象の可能性のある世帯へは、9月下旬に申請書を送付します。

支給対象者／平成28年度分の市民税・県民税が非課税の人(ご自身を扶養している人が平成28年度分の市民税・県民税が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外)

受付期間／9月26日(月)～12月28日(水)(消印有効)

申請方法／申請書に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付して、返信用封筒で臨時福祉給付金室へ郵送または、受付窓口へ直接提出してください。

受付窓口／臨時福祉給付金室(市役所2階)、柳瀬川・志木駅前出張所

臨時受付窓口／とき:10月1日(土) 午前9時～午後5時 ところ:市役所

支給額／支給対象者1人につき3,000円(1回限り)

※そのほか、詳細については、9月下旬にお送りしますご案内、または市ホームページでご確認ください。

### 障害基礎年金、遺族基礎年金

臨時福祉給付金の受給資格があり、5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している人へは、障害・遺族年金受給者向け給付金3万円(1回限り)があわせて支給されます。詳しい要件などは、お問い合わせください。